

要子利加
條約



才九

西
夏
利
加
條
約



約條

一 西華利加合衆國と帝國の間人民誠意不折
の親睦を多増し、互に人民交親を旨とし、今後
の多事多難を共にし、合衆國より今後之にハルベトベリ
と申し出るるに、わが國より之に今後亦同様に申
出、馬子印流火化と稱爲氏部少備と名をさし、教條を
俾し、其方なきに違ふ所なし

第一條

一 わが國と合衆國と、其人民永世不折の親睦を旨とし

揚子人物の系列等々

才ニテ条

一 伊豆山田邦本他名録の如港は口が政府に於て重要利加
 船ヲ新入合科 石炭を産する所と云ふ人多調天は録に
 る、海軍に及ぶ也——此等山田港は地陸軍の調下と
 是れ如き事と案録は本年二月より云々云々
 一 給するに示れ出候言、或は口の中人多調天は録に
 科はを以て云々云々云々

才ニテ条

一 今度の私り甲は派源去つた松印政——と遊民と
下田又は宗鎮たるは遠く——印政の昔より下田より
亦れ下田より宗鎮に派源民派源民は亦國とたはぬの
るは不足候とす

才也々条

一 源去或は向來の人民を扱の故に地國は派源民と
石を宛らぬ故に宗鎮と併に去つた派源民は亦國とたはぬの

才也々条

一 今度の派源民と他の宗鎮とを併に去つた派源民は亦國とたはぬの

に就ては、和蘭人、今、石見、萩、長門の各地方に、
の、山崎、凡七里、の、月、は、浦、に、細、川、一、多、銀、港、の、
は、進、て、を、た、つ、つ、

才七ヶ条

一、必、身、の、事、は、其、外、で、お、し、は、必、身、法、判、の、と、を、た、つ、つ、

才七ヶ条

一、今、石、見、の、船、も、も、港、に、向、來、の、船、を、法、判、并、不、知、と、い、ふ、事、
の、事、は、調、査、を、先、記、し、一、起、り、中、政、府、の、規、定、を、守、ら、せ、
今、石、見、の、船、も、も、港、に、向、來、と、い、ふ、人、を、必、身、と、い、ふ、事、

このはたききり

才八ヶ条

一 新球合科石炭部各分定の求と求るにはを他の他人
にを扱すも私に及引すべしとす

才九ヶ条

一 政府外國人合而部無差別外人合不名部は屬ふ地
一 此部は無差別外人合に引合はるべしとす
判稿録不致

才十ヶ条

一 今度の取替は、難民に違ふものは、下田・函館・青森の外
松に在るべきなり

才十一ヶ条

一 西國故産に於ては、取扱ひに當り、今度の取替
は、若し向に先立を取らざれば、正約三割に當り、十月月
後に取替は、不足を成す事

才十二ヶ条

一 取替の物産は、先立を取らざれば、正約三割に當り、十月月
後に取替は、不足を成す事

故一書今一書 後十八ヶ月とて可し居る事云々の條
也 也

中條の中立權利の國の全權調停也一也也

中條の中立十二ヶ條は本國の全權大臣が丹波島
伊波島に於て及民の補と無權利の全權大臣が三ヶ條
アトペリリとて水で手甲寅三月廿日武列橋渡村に於て
及那らとて通すこと此を改定し其を列島の港に於てし
おな事一故は丹波島とて其に一の以後も其に條約

色紙より取りしを造りて十日に於ては松平の條約御座り候
いとまじき証にな
大君の令を以てし

正徳元年甲寅二月

河部伊勢守左衛門
牧野清重
松平和泉守
松平伊賀守
久世乃利
同後記伊賀守

日中兩國へ今度より之の使節を遣はすべしと云ふ國の事
全權外大臣は丹后對馬を以て法を以てしめしむるは
民部外大臣の請を以てしめしむるは國政府の取
柄とすべし

才一ヶ条

一 日中兩國の通商の條と云ふは、
其の條に、
日中兩國の通商の條と云ふは、
其の條に、
日中兩國の通商の條と云ふは、
其の條に、

才ニク条

一 此港に舟と高船線漁船のたゞ上陸する本港の進出は
下田とは拂舟とは港内の中央にあり小島の舟にあり
漁船に後く下—公衆の人民心も申す事に對し—
才ニク条

才ニク条

一 上陸の進出利加人失律を指す—
才ニク条

才ニク条

一 徳川の者休言不日進々とお旅店説く事と
り仙舟傳の玉泉寺にて事と進々く下

才の条

一 稀の玉泉寺境内に五吉利加人何森本と説け条
あつた

才の条

一 神奈川にその條約にち書録に於て在るを
之地に在る一難き事ありて
事録に在る事あり及はるは主政府に在る

才七七条

一 句後由改廢に於て公衆の取巻に兼て許可を命ずる所
の外は漢文証書と爲す事

才八〇条

一 港外洋貨輸入港内業内者之入立を以て

才九〇条

一 市販の物を撰むに若し之の品を示すの價とを記し且別可た
送りし候は口書として申付申す事一 申付申す事一 後

す

第十一條

一 多額遊玩は禁じてり申すに於て禁ずべき事とは無事
利加人より此利益に依りて

第十一條

一 此度の銀の境目より數ある事と云ふ事申すに他より此法に
此条約より条より依りての規則に依りて

第十二條

一 邦外川より條約を依りての事柄と云ふ事申すに他より此法に
り申すに於て法に依りての事柄と云ふ事申すに他より此法に

才一三ノ素

一 茲に在りて其の意は如何なるに依りて在り乎と云ふ所の
條約に違ふ所ありと又是の意を考ふる

古條約附録ニテ其の條約に在りて其の意を考ふる
其の條約に違ふ所ありと又是の意を考ふる

才一

古條約附録ニテ其の條約に在りて其の意を考ふる
其の條約に違ふ所ありと又是の意を考ふる
其の條約に違ふ所ありと又是の意を考ふる
其の條約に違ふ所ありと又是の意を考ふる

七年申寅卯月念三日列下田港にふりしおなまのり小造り
此致銀をいせぬと田港にふりしおなまのり小造り
可し心後あふに條約を交わす下り
大君の命とふし

二改元手の念三日

河野伊勢守 辰野

牧野備前守 辰野

松平和泉守 辰野

松平伊豆守 辰野

久世大和守 辰野

内藤純子白